

国立大学法人電気通信大学における運転従事者の選任に関する基準

平成 5年 7月 2日

改正

平成 8年 5月11日

平成12年 4月 1日

平成13年 4月 1日

平成16年 4月 1日

平成17年 4月 1日

平成23年 4月26日

平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 国立大学法人電気通信大学自動車運行管理規程第5条第2項に基づき、運転従事者の選任に関し必要な基準等を定めるものとする。

(選任)

第2条 運転従事者の選任に当たっては、毎年度当初に、次の各号に掲げる選任基準を満たす者から適任者を当該者の所属課の長が学長に推薦するものとする。

(1) 第一種普通自動車運転免許資格取得後3年を経過していること。

(2) 過去1年間において、無事故でかつ免許停止の処分を受けていないこと。

2 学長は、前項の推薦に基づき運転従事者を任命する場合には、当該者に対し文書により通知するものとする。

3 前2項の規定によるもの以外の職員については、その用務内容により、随時、任免を行うものとする。

(運転範囲)

第3条 運転従事者が運転できる走行距離は、原則として行程50km未満とする。ただし、運転従事者の所属課の長が認めるとき及び宇宙・電磁環境研究センター菅平宇宙電波観測所に属する自動車を運転するときは、この限りでない。

(報告)

第4条 選任された職員は、事故又は免許停止の処分を受けた場合は、速やかに、学長に報告しなければならない。

(選任取消)

第5条 学長は、前条の報告を受けた場合、当該者の選任を取消すことがある。

附 則

この基準は、平成5年7月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成8年5月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年5月22日から施行する。